

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
55	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し(7件)	経済産業省	1~3
56	緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の町村への移譲(3件)	経済産業省	4~5
57	工場立地法の緑地面積に係る規制緩和(1件)	経済産業省	6~8
35	地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲(1件)	国土交通省観光庁	9~10
2	都市計画の軽易な変更の見直し(2件)	国土交通省	11~22
1	一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲(1件)	国土交通省	
42	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(2件)	国土交通省	
3	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大(1件)	国土交通省	
41	開発行為の許可権限の希望する市への移譲(3件)	国土交通省	

## 関連条文 (抜粋)

### 【提案事項】

- ・ 企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し
- ・ 企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し

根拠法令：企業立地促進法（抜粋）

（基本計画）

第五条 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県（以下単に「都道府県」という。）は、共同して、基本方針に基づき、第七条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標
- 二 集積区域として設定する区域
- 三 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域を定める場合にあつては、その区域
- 四 第十条の規定による工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の特例措置を実施しようとする場合にあつては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果
- 五 集積業種として指定する業種
- 六 集積区域における前号の業種（以下「指定集積業種」という。）に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標
- 七 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容
- 八 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際し配慮すべき事項
- 九 第三号に規定する区域における第七号の施設（工場若しくは事業場若し

くはこれらの用に供するための工場用地若しくは業務用地又は研究開発のための施設若しくは研修施設に限る。)の整備が、農用地等(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第三条に規定する農用地等をいう。以下この号において同じ。)として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

#### 十 計画期間

- 3 基本計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 基本計画は、産業集積の形成又は産業集積の活性化が効果的かつ効率的に図られるよう、市町村及び都道府県の役割分担を明確化しつつ定めるものとする。
- 5 主務大臣は、基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
  - 一 基本方針に適合するものであること。
  - 二 当該基本計画の実施が集積区域における産業集積の形成又は産業集積の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
  - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 四 第十条の規定による工場立地法の特例措置が定められた場合にあっては、当該特例措置の実施により相当程度の産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果が見込まれるものであること。
- 6 主務大臣は、基本計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 市町村及び都道府県は、基本計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (基本計画の変更)

第六条 市町村及び都道府県は、前条第五項の規定による同意を得た基本計画を変更しようとするときは、共同して、次条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市町村及び都道府県は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をし

たときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の同意について準用する。

参考：企業立地促進法施行規則（抜粋）

（基本計画の協議）

第一条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により基本計画の同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第一による協議書を、当該都道府県の区域（その区域が二以上の経済産業局（沖縄総合事務局を含む。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれかの都道府県の区域。以下同じ。）を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（基本計画の変更の協議）

第二条 法第六条第一項の規定により基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第二による変更協議書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第三条 法第六条第一項 ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
  - 二 法第五条第二項第七号 に規定する事業環境の整備の事業に係る施行期間の六月以内の変更
  - 三 前二号に掲げるもののほか、基本計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと主務大臣が認める変更
- 2 法第六条第二項 の規定により基本計画の軽微な変更に係る届出をしようとする市町村及び都道府県は、様式第三による届出書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

## 関連条文 (抜粋)

### 【提案事項】

- ・工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲

根拠法令：工場立地法（抜粋）

- 第四条の二 都道府県は、当該都道府県内の町村の区域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、第三項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「都道府県準則」という。）を定めることができる。
- 2 市は、当該市の区域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、緑地面積率等に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「市準則」という。）を定めることができる。
- 3 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて区域の区分ごとの基準を公表するものとする。
- 4 第一項及び第二項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

参考：工場立地法（抜粋）（関連条文）

（工場立地に関する準則等の公表）

- 第四条 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、次の事項につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。
- 一 製造業等の業種の区分に応じ、生産施設（物品の製造施設、加工修理施設

その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。)、緑地(植栽その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。)及び環境施設(緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項

二 環境施設及び設置の場所により工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の悪化をもたらすおそれがある施設で主務省令で定めるものの配置に関する事項

三 前二号に掲げる事項の特例に関する次に掲げる事項

イ 工業団地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。)に工場又は事業場を設置する場合に、工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるもの

ロ 工業集合地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場が集中して立地する一団の土地(工業団地を含むものを含む。)をいう。以下同じ。)に隣接する一団の土地に緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集合地に工場又は事業場を設置する場合に、工業集合地及び緑地又は環境施設について一体として配慮することが適切であると認められるもの

## 関連条文 (抜粋)

### 【提案事項】

- ・工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和

根拠法令：工場立地法第8条第1項

(変更の届出)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更(前条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項)をその届出をした都道府県知事又は市長に届け出なければならない。

- 一 当該変更が、指定地区の指定のあつた際に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場についての第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行われるものであり、かつ、その変更に係る事項が同項第六号の事項以外の事項である場合 その旨及び同号の事項
- 二 当該変更が、工業集合地に設置されている特定工場についての第六条第一項第二号、第四号又は第五号の事項に係る変更で、隣接緑地等につき第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとする場合 その旨、隣接緑地等の面積、当該隣接緑地等における環境施設の配置並びに負担総額及び当該変更をする者が負担する費用

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

参考：工場立地法 (抜粋) (関連条文)

第六条 製造業等に係る工場又は事業場(政令で定める業種に属するものを除く。)であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの(以下「特定工場」という。)の新設(敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。)をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を、当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に、当該特定工場の設置の場

所が市の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する市長（以下単に「市長」という。）に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で経済産業大臣及び環境大臣が産業構造審議会の意見を聴いて指定するもの（以下「指定地区」という。）に属しない場合には、第六号の事項については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては、加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）

三 特定工場の設置の場所

四 特定工場の敷地面積及び建築面積

五 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設及び第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）

イ 工業団地に特定工場の新設をする場合 当該工業団地の面積並びに緑地、環境施設その他の主務省令で定める施設の面積及び環境施設の配置

ロ 工業集合地に特定工場の新設をする場合であつて、第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとするとき 当該工業集合地に隣接する一団の土地に計画的に整備される緑地又は環境施設（以下この号及び第八条第一項第二号において「隣接緑地等」という。）の面積、当該環境施設の配置並びに隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する者が負担する費用の総額（第八条第一項第二号において「負担総額」という。）及び当該特定工場の新設をする者が負担する費用

六 特定工場における大気又は水質に係る公害の原因となる主務省令で定める物質（以下「汚染物質」という。）の最大排出予定量並びにその予定量を超えないこととするための当該汚染物質に係る燃料及び原材料の使用に関する計画、公害防止施設の設置その他の措置

七 特定工場の新設のための工事の開始の予定日

2 前項の規定による届出には、当該特定工場の配置図その他の主務省令で定める書類を添附しなければならない。



根拠法令：工場立地法施行規則（抜粋）

（軽微な変更）

第九条 法第七条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 法第六条第一項第五号の事項に係る変更を伴わない当該特定工場の建築面積の変更
- 二 特定工場に係る生産施設の修繕によるその面積の変更であつて、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30平方メートル未満のもの
- 三 特定工場に係る生産施設の撤去
- 四 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- 五 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移設であつて、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）
- 六 特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であつて、当該削減によつて減少する面積の合計が10平方メートル以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）

# 通訳案内士制度の現状について



通番35:地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲(国土交通省観光庁)

		通訳案内士 (通訳案内士法)	地域限定 通訳案内士 (外国人観光旅客の旅行の の容易化等の促進による 国際観光の振興に関する 法律)	特例ガイド				
				福島復興 再生特別 措置法	沖縄振興 特別措置法	奄美群島 振興開発 特別措置法	小笠原諸 島振興開 発特別措 置法	中心市街地の 活性化に関す る法律
取得条件	<b>国の試験</b> 【一次】筆記試験 外国語、日本地理、日 本歴史、一般常識 【二次】口述試験  <b>都道府県の試験</b> 【一次】筆記試験 外国語、地域に関する地理、 地域に関する歴史、地域に 関する一般常識 【二次】口述試験	<b>地方自治体の研修</b>						
施行日	昭和24年 6月15日	平成18年 4月1日	平成24年 4月1日	平成24年 5月31日	平成24年 4月1日	平成26年 4月1日	平成26年 4月1日	平成26年 7月3日
計画 (策定主体)	—	外客来訪促進計画 (都道府県)	総合特別区域計画 (地方自治体)	産業復興 再生計画 (福島県)	沖縄特別通訳 案内士育成等 事業計画 (沖縄県)	産業振興促 進計画 (鹿児島県)	産業振興 促進計画 (小笠原村)	中心市街地活 性化基本計画 (市町村)
活動範囲	日本国内 (制限なし)	その資格を得た 都道府県区域	<b>計画区域 (※1)</b>					
言語	10カ国語	地域の需要に応じた言語	※2	英語、中国語、韓国語	地域の需要に応じた言語			
登録者数	17,736名	379名(6道県) ※H23年度以降は沖縄県 のみ実施	240名 (5地域)	41名	114名	395名		

※1 福島及び沖縄については、県全域が対象 ※2 札幌市:英、中、韓、タイ等 泉佐野市:英、中、韓 和歌山県:英 島根県益田地区:英、仏、中、韓 九州の全域:中、韓  
 ※登録者数については、通訳案内士:H26.4.1時点、地域限定通訳案内士及び特例ガイド:H26.9.1時点

# 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（通訳案内士関係）



- 通訳案内士制度においては、外国人に対し、外国語で、有償での旅行案内を業として行う場合には、通訳案内士試験に合格し、通訳案内士の資格を取得することが必要。但し、地域・言語面での需給ミスマッチあり。
- 通訳案内士法の特例として、通訳案内士でない者であっても、構造改革特別区域等において、地方公共団体の実施する研修を修了することで、外国人への有償ガイド行為を可能とする。【今秋の臨時国会に提出予定】

## 現行制度

外国人に対する有償ガイド

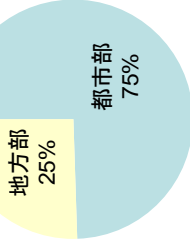
通訳案内士試験の合格  
＝通訳案内士資格が必要

※通訳案内士登録者数：17,736人（平成26年4月1日現在）  
就業者数は登録者のうち4分の1

## 課題

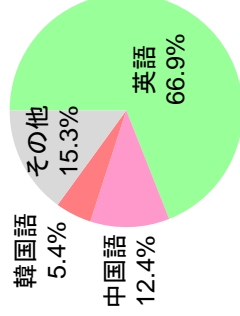
大都市部への偏在

九州へのクルーズ船  
等地方への外国人旅  
客への対応



言語的偏在

中韓台香の4国・地  
域(約2/3)等からの  
旅客への対応



ガイドニーズの多様化

深い知識を求める旅客  
＝リピーター層になり得  
る者への対応

日本文化体験  
茶の湯、生け花  
空白時間帯の町歩き  
秋葉原2時間ツアー  
富士山登山ツアー

通訳ガイド偏在の解消・旅行者のニーズに合わせた通訳ガイドサービスの提供

## 構造改革特別区域法における対応策（通訳案内士法の特例）

特例ガイド  
になりたい者

地方公共団体が企画・実施する  
【研修】

研修修了・登録

特例ガイド

有償での通訳案内の実施

資質をしっかりと担保しつつ、地域の実情に応じたガイドを導入

## 各地域への外国人旅行者の増加

- 【類例】
- 総合特別区域法（平成24年度より） 奄美群島振興開発特別措置法（平成26年度より）
  - 沖縄振興特別措置法（平成24年度より） 小笠原諸島振興開発特別措置法（平成26年度より）
  - 福島復興再生特別措置法（平成24年度より） 中心市街地の活性化に関する法律（平成26年度より）

通番2:都市計画の軽易な変更の見直し(国土交通省)

通番1:一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る  
変更権限の市町村への移譲(国土交通省)

通番42:町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(国土交通省)

通番3:開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大(国土交通省)

通番41:開発行為の許可権限の希望する市への移譲(国土交通省)

# 提案募集検討専門部会 説明資料

国土交通省都市局都市計画課

## (1) 都市計画の軽易な変更の見直し

### 【提案の概要】

- ・ 都道府県知事へ協議が不要な市町村の都市計画の軽易な変更について、国土交通大臣への協議不要な都道府県の都市計画の軽易な変更と同様にすること(二本松市)
- ・ 国土交通大臣への協議が不要な指定都市の都市計画の軽易な変更について、都道府県の都市計画の軽易な変更と同様にすること(横浜市)



### 【当省の回答のポイント】

#### E：提案の実現に向けて対応を検討

- そもそも都市計画が総合的に定めるものであること、かつ、私権制限を伴うことから公正な基準・手続が法令において定められるとともに異なる主体間の事前調整が必要であることから、その手続を一部省略することについてはしっかりと調査した上で慎重な検討が必要。
- 都道府県が定める都市計画に対する国土交通大臣の協議と、市町村が定める都市計画に対する都道府県知事の協議とは、その観点が異なることから両者に違いがある。
- 指定都市は都道府県と同等の都市計画決定権限を有しているが、国土交通大臣への協議の際に都道府県の意見を聴かなければならないなど、指定都市と都道府県とは都市計画法上の位置づけが異なることから、国土交通大臣への協議が不要な軽易な変更を認めていない。
- 他方、提案を踏まえ、運用状況・実態を調査した上で、軽易な変更として認められる事項について見直すか否かを検討する。

## (2) 一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る 変更権限の市町村への移譲

### 【提案の概要】

一般国道又は都道府県道と市町村道が含まれる都市計画道路について、一部の都市計画変更権限を市町村に移譲する(函館市)



### 【当省の回答のポイント】

#### **C：対応不可**

- 一般国道又は都道府県道と市町村道が含まれる道路を一本の都市計画道路として都市計画決定する場合は、当該道路において都市計画決定権者が乱立することを防ぐ必要があること及び当該道路全体の機能は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定するべき都市施設であることから、都道府県が市町村道部分も含めて一体として包括的に都市計画決定することが適切。
- 都道府県が決定した都市計画の一部の変更を別の主体である市町村が行うことは認められない。

### (3) 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止

#### 【提案の概要】

町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする(酒々井町、全国町村会)



#### 【当省の回答のポイント】

#### C：対応不可

- 地方分権推進委員会の第1次勧告・第3次勧告(平成20年・21年)において「市の都市計画決定にあたって、都道府県との同意を要する協議については、同意を廃止(町村については同意を要する協議の存置を許容)」とする内容が勧告された。
- 勧告を踏まえて政府内で検討した結果、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)において勧告どおり措置する方針を明記し、第1次分権一括法において措置(平成23年法律第37号。平成23年8月2日施行)。
- こうした経緯により市の同意の廃止について平成23年の第1次分権一括法において措置したばかりであり、町村については引き続き同意を要することとすべき。

## (4) 開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大

### 【提案の概要】

開発行為における公園の設置について以下の制度見直しを行う(川崎市)

- ・技術的細目の内容の条例委任
- ・条例による強化又は緩和の範囲を限定的に定めている都市計画法施行令第29条の2を廃止又は「参酌すべき基準」化



### 【当省の回答のポイント】

#### **C：対応不可**

○開発許可基準の条例委任については、平成12年の都市計画法令改正によって制度化(地域の実情を踏まえた条例による基準の強化又は緩和を認めるため都市計画法施行令第29条の2を創設)。

○同条の基準について、

- ・ 地方公共団体において独自に宅地開発指導要綱を作成し、許可基準を上乗せしている例が多く、一部に行き過ぎがあったこと、
- ・ 地域の実情を踏まえたまちづくりをできるようにすべきという要請と、地方公共団体によって著しく水準が異なることにより住民や開発事業者の予見可能性を損なわないようにすべきという要請との間の調整を図ること

から措置したものであり、同条を削除又は「参酌すべき基準」とすることは困難。



## (5) 開発行為の許可権限の希望する市への移譲

### 【提案の概要】

開発行為の許可権限を希望する市に移譲する(開発審査会設置権限含む)(磐田市、中津市、東広島市)



### 【当省の回答のポイント】

#### **D：現行規定により対応可能**

- 開発許可権限については、地方自治法において中核市(平成5年)・特例市(平成11年)という新たな分類が創設されるのに合わせて拡大してきたところ。
- 他方、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成26年法律第39号)により、市町村が立地適正化計画を作成し居住調整地域を都市計画決定した場合において、当該市町村に開発許可事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたところであり、当該制度の活用を検討されたい。
- なお、中津市の提案については、地方自治法の事務処理特例制度を活用し、法第33条第3項等により、市独自の開発許可基準を条例で定めることは可能。

# 參考資料

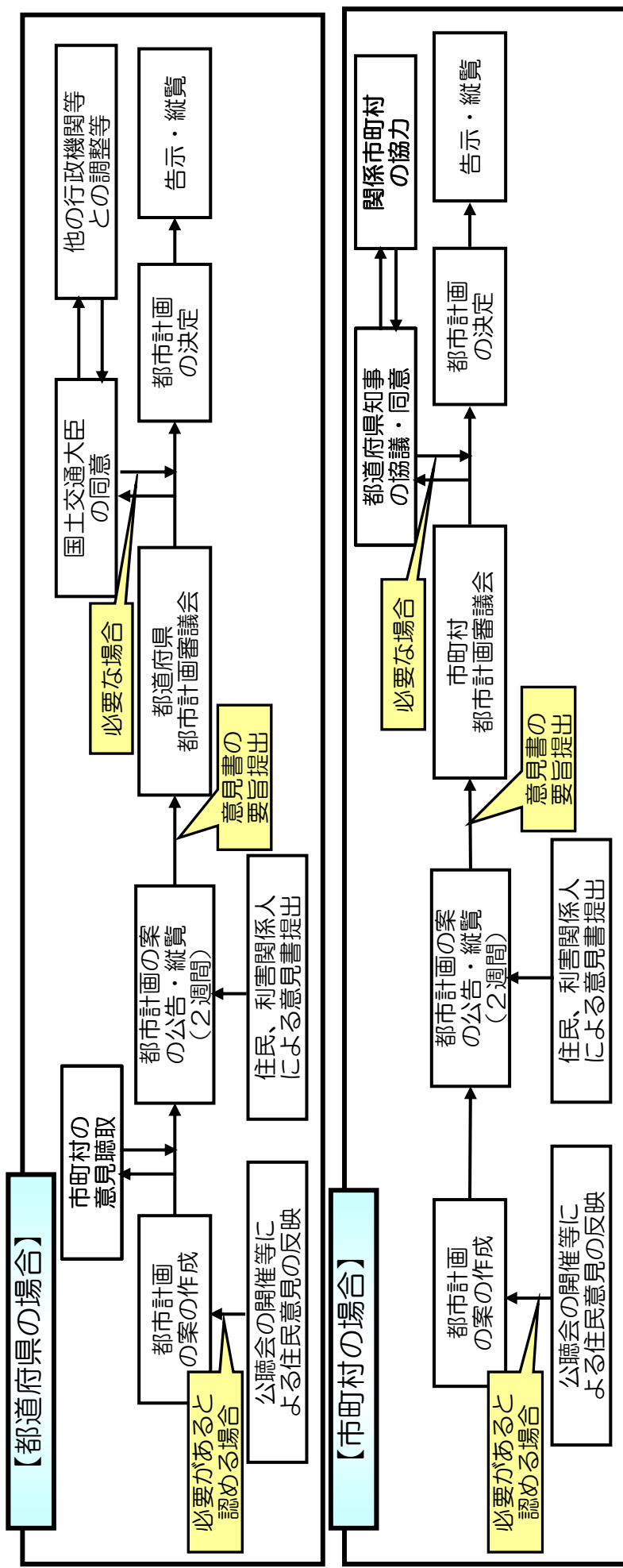
# 都市計画制度について

参考1((1)(2)(3)関係)

○都市計画は、「生活に身近な計画」から「広域的・根幹的な計画」まで、様々な内容を有するもので、国の施策とも適合しつつ、総合的に定めるものであるため、市町村・都道府県・国の各主体が各々の特性に応じた役割を果たしながら、適切に決定されることが必要

○都市計画は、土地利用の制限(財産権の制限)を行うため、法律による公正な基準に従って定められるとともに、事後的な是正(一旦建築された建築物の変更、補償等)が困難であるため、事前の調整を経ることが不可欠

## ＜決定手続＞



# 都市計画の決定主体について

参考2((2)(3)関係)

## ○都道府県と市町村の二層構造

- ・市町村：「まちづくりの現場」に最も近い市町村が都市計画決定の中心的な主体（市町村の定める都市計画は都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならぬ）
- ・都道府県：線引き等、市町村の区域を超える影響を持つ広域的・根幹的な都市計画の決定主体

→広域的・根幹的な観点から定められる都道府県決定の都市計画とまちづくりの現場に近い観点から定められる市町村決定の都市計画が調和をもって決定されることで、一体的なまちづくりが可能に

## 【都市施設の決定主体】

- 一の市町村の区域を超える広域的又は根幹的都市施設：都道府県決定
- 上記以外の都市施設：市町村決定

都市施設に係わる都市計画決定権者一覧（都道府県と市町村がそれぞれの役割に従って決定）

都市計画の種類		都道府県決定	市町村決定	都市計画の種類		都道府県決定	市町村決定
道路	一般国道	○		産業廃棄物処理場		○	
	都道府県道	○		ごみ焼却場・その他処理施設			○
	市町村道		○	一級・二級		○	
	自動車専用道路	○		準用			○
	その他		○	大学・高専			○
都市高速鉄道		○		その他			○
	駅前			病院、保育所その他医療施設又は社会福祉施設			○
自動車ターミナル				市場、と畜場、火葬場			○
	国又は都道府県設置した面積10ha以上	○		一団地の住宅施設			○
公園・緑地・広場・墓園	その他		○	一団地の官公庁施設		○	
			○	流通業務団地		○	
その他公共空地	流域下水道	○					
	公共下水道(2市町村にまたがる)	○					
	公共下水道(その他)	○					
	その他	○					
下水道							

## 【開発許可の概要と制度の趣旨】

### ＜開発許可とは＞

- ・ 建築物の建築
  - ・ 特定工作物（コンクリートプラント）<sup>ゴルフコース、墓園等</sup>の建設
- を目的とした「土地の区画形質の変更」

### ＜開発許可制度の趣旨＞

- 開発行為に対する公共施設設置の義務付け等により一定の宅地水準を確保
- 計画的な市街化を図る市街化区域及び市街化を抑制する市街化調整区域の区域区分制度の実効性を担保

### ＜開発許可権者＞

- 都道府県知事及び政令市、中核市、特例市、事務処理市町村の長
  - ⇒ ・ 道路・公園・給排水施設の確保、防災上の措置等、専門的かつ技術的な判断が必要であり、事務の水準を確保する観点から一定の能力を有する団体による実施が適切。
  - ・ 他方、地域の実情を踏まえ、地方自治法の事務処理特例制度を活用して市町村に事務を移譲している。

(※) 開発許可事務に係る事務処理特例制度の活用状況(平成26年4月1日時点)

全部事務処理市町村数：318市町村

一部事務処理市町村数：88市町村

# 改正都市再生特別措置法について①

参考4(5)関係

## 背景

平成26年8月1日施行

・地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

## 法律の概要

### ●立地適正化計画（市町村）

- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な**マスタープラン**を作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（**多極ネットワークコンパクトシティ**）

### 都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- ◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進
  - 誘導施設への税財政・金融上の支援
    - ・外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 税制
    - ・民都機構による出資等の対象化 予算
    - ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 予算
  - 福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

- ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能
- 公的不動産・低未利用地の有効活用
  - ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合は、国が直接支援 予算

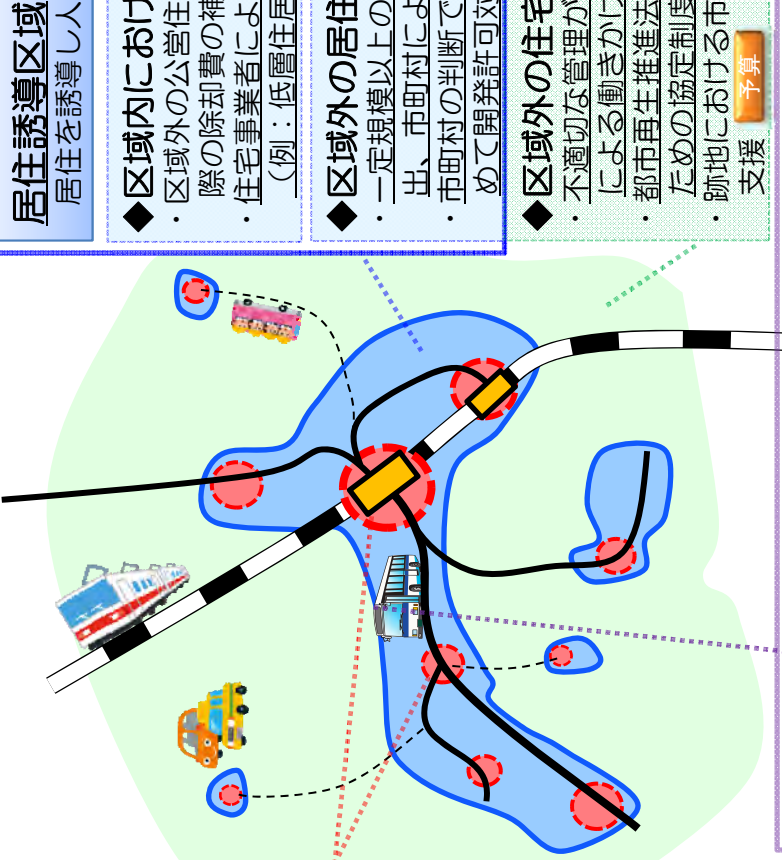
### ◆歩いて暮らせるまちづくり

- ・附置義務駐車場の集約化も可能
- ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- ・歩行空間の整備支援 予算

### ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

◆誘導施設への税制支援等のための計画と中活法に基づく税制支援等



### 居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

### ◆区域内における居住環境の向上

- ・区域外の公営住宅を売却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 予算
- ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）

### ◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- ・市町村の判断で都市計画に「居住調整地域」を定めて開発許可対象とすることも可能

### ◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- ・都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
- ・跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 予算

### 公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

### ◆公共交通を軸とするまちづくり

- ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
- ・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場の公共交通施設等の整備支援 予算

◆税制支援等のための計画のワンストップ申請

※下線は法律に規定するもの

## 改正都市再生特別措置法について②

参考5(5)関係

### ■居住調整地域(§89)【注意事項】

- 住宅地化を抑制するために定める地域地区である。
- 市街化調整区域には定めることができない。
- ※居住調整地域を定めることによって、立地適正化計画を実施力のあるものとしていくことが期待される。

### ○線引き都市計画区域

- 市街化区域内であり、かつ居住誘導区域外の区域

### ○非線引き都市計画区域

- 居住誘導区域外の区域

